ワークショップはおよそ 10 人単位の班分けであるから、120 人の附属学校職員は 12 班構成されるはずである。まず、本ワークショップでは、外力となる地震の特性を全員が理解しなければならない。これは講師として三重県職員もしくは防災研究者が該当しよう。そして、最終回には附属学校の「三重大学附属学校防災計画」が策定されなければならない。このような過程は短兵急に進めるべきではなく、少なくとも 6 カ月程度をかけて、着実に進める必要があろう。

このワークショップを通じて、**図 4-11** に示すように各職員の想像力に基づくアイディアが生成され、多数のアイディアが提出されると類似のものを集めた構造化が実行できる。それを構成メンバーに示して、合意形成を図るものである。

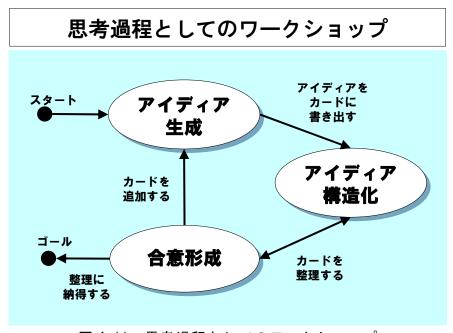


図 4-11 思考過程としてのワークショップ

では、12 グループの調整はどのようにすればよいのであろう。それは、各班がアイディアの構造化を終わった段階で全員の前で班長が発表するのである。この作業によって、「抜け、漏れ、落ち」が防げるのである。したがって、構造図は最終的に一枚の図面に集約されるはずである。このワークショップを有効に活用することを実現したい。それは、①防災訓練の目標と内容、②防災・減災教育の目標と内容、③災害時の地域貢献の目標と内容などに関する全職員の合意形成である。これらの作業を通して、附属学校の防災力は格段に進展することが約束される。

3. 地域の避難所としての防災・減災機能の強化

(1)地域の自主防災体制の強化

図 4-12 は、防災体制の基本を示したものである。ここで示すように自助、共助、公助が必要であり、実際に我が国で災害が起こった場合、その割合は 7:2:1 であることが経験的にわかっている。ところが、住民の多くは災害前にはこの比を 1:2:7 と誤解している。

防災体制の基本

- 自分の命は自分で守る. (自助)
- まちの安全はみんなで守る. (共助・互助)
- ・ 地域のインフラ整備を進める.(公助)



住民・事業者・行政の 三者間のパートナーシップ

図 4-12 防災体制の基本

したがって、災害が起こった途端の被災者の混乱はこれに起因していると言っても過言ではない。そして、変わらないのは共助の割合である。

「我がまち」は住民共有のもの







オランダ人は海にダムを築くことによって、国土をつくったが、街路の角石まで外国から買ったのである。 この国では、国土が私物ではなく、 みなで所有すべきものとなっているのは当然といっていい。

写真 4-1 共助の例 (オランダ)

写真 4-1 は、住民の共助がもっともよく表れた国としてのオランダの例を示している。よく知られているように、オランダの国土はおよそ 2/3 が海面下に位置している。したがって、国を守ることは国民の義務となっており、国土が私物化されていない国である。

附属学校の災害時の危機管理を考えるとき、周辺地域の共助がなければ、附属学校の努力だけでは対応できないことがわかっている。それは端的には、附属学校の約 1400 名の児童・生徒等の半数は周辺地域に居住し、残りの半数は周辺地域外から公共交通機関を利用して通学していることがわかっているからである。前者の中で被災家族は地元の公的な避難所である小中学校でお世話になる可能性があり、後者の被災家族はその居住する地区に設けられた避難所に避難すると考えられる。

すなわち、三重県で地震災害が発生した場合、附属学校の児童・生徒等の被災家族は 附属学校以外に設定された小中学校で避難生活を送ると考えられる。そのような状況で は、附属学校が地域のために避難所を提供するということはごく自然な行為であると言 える。したがって、周辺地域を含めた防災力の強化、すなわち自主防災体制を強化する ことが、ひいては附属学校の防災力強化と結びつくことが理解できる。

もちろん、地域の防災力向上の問題は津市に一義的な責務がある。しかし、現状では、 財政的に、人員的にも津市に効果的な自主防災組織の活動支援を期待することは非常に 困難であると判断される。そこで、周辺地域の自主防災組織の積極的な協力を得るため に、附属学校は可能な範囲で地域貢献しなければならない。

地域の見守り・助け合いの交流が 生まれるための4つの条件

- 1. 日常的な交流(濃密な人間関係)
- 2. 助け合いの呼び水の制度や活動
- 3. 物理的・地理的に近い
- 4. 助け合いの仕掛け人

木原孝久(2000)『近隣助け合い活動ハンドブック』さわやか福祉財団 図 4-13 4 つの条件

そこで、図 4-13 にまとめたように、まず地域を見守り・助け合いが生まれるための 4 つの条件を理解する必要がある。これらを一言で言えば、『地域コミュニティ』の再生である。図 4-12 で、共助と互助を並べたのはこの理由による。互助とは、地縁が色濃く残っている地域では、当然住民にはいろいろな義務があるが、それを当然として受け入れる社会は、わが国の中山間地域の集落でまだまだ残っている。2004 年の新潟県中越地震で、地域単位で大きな混乱が発生しなかったのは、まだ互助精神が多く残っていた地域だったからである。一方、1995 年の阪神・淡路大震災では、大都市のコミュニティがなかった地域の復興事業が難渋し、結局中途半端な地域づくりに終わってしまったという反省がある。そこで、地域を支える仕組みづくりに必要な 3 項目は、図 4-14 にまとめられる。

地域を支える仕組みづくり

- 地域組織が自律できるしくみ
- 市民と行政の参画・協働の場づくり
- 市民と行政の参画・協働のしくみ

図 4-14 地域を支える仕組みづくり

これは、阪神・淡路大震災を経験して生まれた知識であって、公私の厳密な区分ではなく、お互いに協力し合わねばならない協働の部分が大きくなっているという認識は非常に重要である。なぜなら、高齢化社会に入って、福祉問題がますます重要課題になる中で、地域の協力が不可欠であることがわかったからである。そして、自主防災組織が自律できる仕組みは、まずルールが必要だということであり、それらは図 4-15 にまとめて示した。

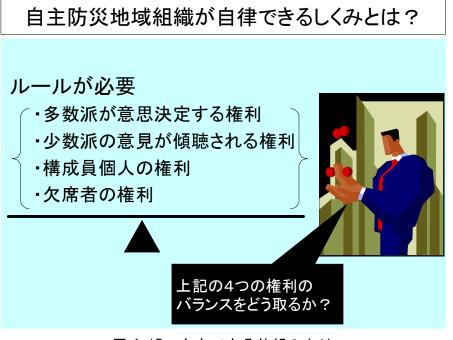


図 4-15 自立できる仕組みとは

このようなルールを適用するには、自主防災組織そのものがあまり大きくなりすぎないことも大切であることがわかろう。

最終的には、市民一人ひとりが『率先市民』になることが大切であることがわかって

災害・危機に強い率先市民になろう

- 地域を襲う災害や危機に関して理解を深める。
- 被害軽減力を高める活動を強化する。
 - 人と人のつながりの大切さ
 - 連携・協働のやり方を磨く
 - 地域が抱える問題の解決に主体的に取り組む。
- 被害抑止力を高める活動を始める。
 - 家を壊さない/ けがをしない(地震を感じたとき、むやみに 外に避難しない。)
 - 洪水の避難勧告発令時に被害を過小評価しない。

図 4-16 率先市民になろう

(2)地域の避難所として必要な施設・設備の整備

附属学校が避難所として提供できる施設は、耐震補強を終えた小学校と中学校の体育館である。ただし、現状では耐震性に問題があり早急の工事が必須である。これらを地域住民の避難所として活用するためには、つぎのような対応などが必要となろう。

- 1) 両体育館で収容可能人数をあらかじめ算定し、近隣住民に広報する。
- 2) 健常者用の避難施設であり、福祉避難所ではないことを明示して、車いす生活 者やハンディキャップをもつ住民は、津市が指定する福祉避難所に避難するよ うに広報する。
- 3) 観音寺キャンパス内の避難所への歩行経路を明示した案内板や照明装置(太陽電池対応型)を設置する。
- 4) 運動場が被災者の駐車場となる可能性があるので、自動車による校内進入は原則禁止にし、そのための障害ゲートを設置する。
- 5) 両体育館の収容可能人員は千人単位となるために、校庭までトラックで運ばれてきた救援物資を仕分けるための空間が必要となる。そこで、校庭に大型テントを張る必要があり、その数量と大きさを見積もり、購入し、設営できるように訓練しておくことが必要である。
- 6) 避難所運営のために必要な職員、ボランティアとして協力してくれる三重大学の学生等用の宿泊施設(男女別)に転用できる学内施設を改装する(同時に組み立て式簡易ベッド、大型ロッカーの必要数の購入とシャワー室、トイレ等の設置)。
- 7) 避難所は安全な生活空間を一時的に提供するものであるが、現状は電気のコンセントやトイレ、洗面所は極端に少ない。そこで、コンセントの増設と中部電力との非常時の契約電力増大の交渉を済ませておく必要がある。また、簡易ト

イレの必要台数、給水タンクの必要容量を算定し、あらかじめ津市と協議して、 入手方法などを決めておく。

- 8) 避難所を開設したときに外部からの来訪者が、その他の附属学校施設に立ち入ることができないように、各施設の出入りは職員証などによるセキュリティチェックによって解錠できるようなシステムを導入する。
- 9) 避難所内でスピーカーによる情報伝達が可能なように、放送施設と自家発電機を設置する。
- 10) 飲み水以外の生活用水を確保するために、プールは年間を通して満水状態を保持できるように漏水防止工事を行い、児童・生徒等の落下防止のために安全な蓋を新設するものとする。
- 11) 避難所としての体育館は構造の耐震補強は実施済みであるが、非構造部材(体育館の床、天井)は耐震化の実施をしておらず、これらが破損すれば避難所として提供できないため、非構造部材等内部改修が必要である。

第5章 まとめ

本推進モデル事業は、三重大学教育学部附属学校を対象として防災・減災機能強化のためのもので、その内容として主に「現状把握」、「課題抽出」および「機能強化のための方策」について検討を行ったものである。本章では、取り組みの概要と成果および今後の展望を結語としてまとめる。

1. モデル事業の目的と方法について

本事業は、附属学校の防災・減災機能を総合的に強化するために、広く学内外の有識者および関係者(教職員、行政および周辺地域の代表者)をメンバーとした検討委員会を設置して進めた。(第 1 章参照)時間的な制約があったにもかかわらず、検討委員会(WGを含む)を中心として非常に多面的(附属学校をとりまく環境と災害のリスク、ハード・ソフト面、学校としての機能・地域の避難所としての機能、附属学校特有の課題等)に検討を行い、多くの課題を抽出し、今後の取り組むべき方策を示したことは、本取り組みの大きな成果である。

2. 附属学校をとりまく環境

附属学校が所在する三重県津市は、昭和34年の伊勢湾台風や平成16年の台風21号による豪雨災害の被災地でもあり、かつ今世紀前半には発生すると言われている東海地震および東南海・南海地震においては、震度6を超える揺れと津波の被害が想定されている地域であり、自然災害に対する備え(防災・減災対策)は極めて重要かつ早急に取り組まねばならない課題である。(第2章参照)

3. 附属学校の防災・減災機能の現状と課題

そのような背景を踏まえ、附属学校の現状と課題を検討委員会の元に設置した二つの WG (地域連携ワーキングと学校内ワーキング) で情報共有を行いながら検討を重ねて、 以下の3点を論点としてとりまとめた。(第3章参照)

- ・附属学校の危機管理体制
- ・教育現場としての防災・減災機能
- ・地域の避難所としての防災・減災機能

危機管理体制については、附属学校は、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の 4 附属学校が同じ敷地内に配置されているが原則的には 4 附属学校がそれぞれ独立して運営されており、災害発生時に情報集約を行ったり、大学本部や関係機関との連絡調整を行う、附属学校全体を統括する災害対策本部の機能が極めて脆弱であること、また、大学本体には、自然災害対応マニュアルが存在するが、その中に具体的に附属学校の記述がなく、教育学部に設置される災害対策支部の対応範囲になっており、具体的な対応マニュアルが存在しないことなどが大きな問題である。災害時に支援が必要になる児童・生徒等の人数に対して、教職員数が圧倒的に少ないことを鑑みると、大学本体からの直接的支援が不可欠である。さらに台風・大雨などの災害に対する対応については各学校園で対応マニュアルがあり、対応実績もあるが、プレート境界型地震等の激甚災害の対応マニュアルは存在しないことや、教職員の行動計画も定められていないこと、職員の防災意識調査からわかった職員の防災意識の低さも大きな課題である。

教育現場としての現状と課題としては、国立大学法人の附属学校という特性上、公立の学校と異なり「学区」が存在せず、児童・生徒等の通学範囲は、非常に広範囲にわたり、公共交通機関を使って通うものが多いのが特徴で、その対応が課題である。また、昭和30年代から40年代にかけて設置された施設は、老朽化した施設や現在使用されていない設備も多く存在し、かつ長年にわたって蓄積・保管されてきた物品などの量も極めて多く、災害発生時の安全確保および避難時の障害になることが考えられる。

また、学区は存在しないが、附属学校は、津市の地域防災計画において、「災害時指定避難場所」に指定されており、周辺の住民の意識は、学区の小学校よりも本附属学校を避難所として意識していることがわかった。行政は、それぞれの避難所に収容する避難者の居住地域を特に指定はしていないが、激甚災害時には一定の避難所機能が地域あるいは行政から期待されている。しかしながら、附属学校は、他の避難所である公立学校や公民館などの市の施設と異なり、地域住民に普段から開放されている訳ではなく、附属学校の施設および管理体制が行政および地域住民と十分共有されておらず、災害時に対応が迫られたときに適切な対応が出来ない可能性がある。

以上のような現状と課題は、国立大学法人の附属学校という特殊性から浮かび上がったものが多い。すなわち、他の公立学校とは施設管理者が異なり、所管する役所が異なり、普段の利用者が異なるため、他の公立学校等と防災・減災能力が劣っている点が少なからず存在し、今後、少なくとも他の公立学校などと同レベルの防災・減災機能を持たせる必要性が、大学の責任としてあることを示唆している。

4. 附属学校の防災・減災機能強化の方策

前述のような現状と課題を踏まえ、機能強化の方策を検討した。(第4章参照)

附属学校の危機管理体制の強化については、附属学校の独自の危機管理体制を導入する必要性をあげた。その主な内容は、日常の管理体制の延長線上にある附属学校全体を統括する危機管理体制を整備することや、附属学校の災害対策本部設置およびその組織や意思決定機能の整備などである。さらに附属学校の災害対策本部を運用するために必要な三重大学の危機管理マニュアルと連動した「三重大学附属学校防災計画」の策定を提案した。

教育現場の機能強化については、まず、学校における防災・減災教育の強化をあげた。 その主な内容は、教材を用いた防災授業の推進、教職員を対象とした防災研修の実施、 防災教育推進のための 4 附属学校間の連携の強化および、合同訓練の実施を提案した。 また、機能強化に向けた施設・設備の整備も極めて重要であることも指摘した。さらに、 本事業でも実施したが、学内におけるワークショップ実施による機能強化の効果につい ても指摘した。

地域の避難所としての防災・減災機能強化については、地域の自主防災体制の強化および、避難所として必要な施設・設備の整備についてあげた。前者については、地域の住民主動による自主防災能力の向上の重要性に言及し、その地域の住民と附属学校の連携の必要性について指摘した。また、避難所機能を提供するために必要な施設・設備の整備の重要性についても指摘した。前述の教育現場としての施設・設備の整備と併せて表 5-1 のような施設・設備の整備が望まれる。

表 5-1 三重大学教育学部附属学校の防災機能強化に関する整備事項

耐震化整備関係 ・校舎等の耐震補強 ・天井等非構造部材の耐震化整備 ・擁壁の整備 ・観音寺宿舎(附属学校隣接)の耐震補強 ・電気設備の耐震化整備 ・受水槽、高置水槽の耐震化整備 ・機械設備の耐震化整備	平成 21 年度整備予定
ライフライン整備関係 ・太陽光発電設備の整備(停電時の単独運転等) ・自家発電設備の整備 ・井水利用設備の整備	平成 21 年度整備予定平成 21 年度整備予定
附属学校機能整備関係 ・バリアフリー化の整備 ・多機能(障害者等)トイレの整備 ・プールの整備(プールサイド等含む) ・濾過器及び雑給水の整備 ・門扉、囲障の整備 ・電話交換機の整備(一斉放送設備付等) ・構内放送設備の整備(屋外放送設備等) ・構内排水管路の整備 ・合併浄化槽の整備 ・エレベーター設備の整備 ・構内道路の整備 ・防犯ブザーシステム等の整備(避難所開設後等対応含む) ・防犯カメラシステム等の整備(避難所開設後等対応含む)	平成 21 年度整備予定平成 21 年度整備予定平成 21 年度整備予定平成 21 年度整備予定
 避難所機能整備関係 ・指定避難所に対応した体育館等の整備 ・無線通信設備の整備 ・LED屋外照明設備の整備(外灯等) ・LED屋内照明設備の整備(通路・WC等) ・仮設トイレ用配管の整備 ・シャワー設備の整備 	平成 21 年度整備予定

5. おわりに

本事業は、特に激甚災害時を想定した三重大学教育学部附属学校の防災・減災機能強化を目的に取り組みを行ったものであるが、この取り組みを通じて、今後三重大学および附属学校として取り組まねばならない事項について、多面的・総合的にとりまとめた。本報告は、今後の三重大学および附属学校の防災・減災機能強化のガイドラインとなることは当然のことながら大きな成果であるが、それに併せて、行政や地域住民と連携した本事業における検討の場が、附属学校を中心とした防災コミュニティー形成や自主防災能力の向上に大きなきっかけを与えたことも大きな成果である。さらに本モデル事業を参考に他の地域の教育施設などで同様な取り組みが行われ、全国的に教育施設における防災・減災機能強化がより一層進むことが望まれる。

6. 各委員からのコメント

国立教育政策研究所文教施設研究センター長 新保 幸一

三重大学の防災機能強化検討委員会のメンバーとして、防災に関する学識経験者の諸 先生とともに議論に参加させていただき感謝しています。この報告書は次の3つの点で 極めて画期的なものであり、全国の国立大学法人関係者の皆様にお読みいただきたいも のです。

○「安全・安心」をキーワードに関係者が連携する好機

「安全・安心」にとってハードとソフトは車の両輪であり、特に重要なのは関係者相互の連携・協力に関する体制づくりです。防災対策の内容は極めて多岐にわたるため、様々な分野の関係者の参画が必要となりますが、中でも国立大学法人附属学校の場合は一般的な公立学校とは異なる独自の対応が必要です。

といっても通常時には関係者が相互に会う機会はほとんどないのが現状です。三 重大学では今回の委託研究を契機に関係者が相互に交流し、課題や対策について意 見を述べ合う機会が増え、関係者の連携体制を構築する上で大いに効果がありまし た。

○国立大学法人附属学校が持つ共通課題への対策

今回の議論の中で、児童生徒の通学範囲が広範囲に及ぶこと、地元自治会との交流が少ないこと、幼小中特殊の学校間の連携不足など、附属学校特有の課題が指摘されました。これは全国の附属学校でも共通の課題と思われます。

これに対し、三重大学では災害に対する安全・安心の確保という課題を通じ、関係者が一緒に考えることを基本として取り組みました。普段身近に居ながらも今回初めて顔見知りになった方がいます。毎日使う建物を防災対策という視点で見て、初めてこれはまずいと気付いた方もいます。この「顔見知り」や「これはまずい」が課題の解決には極めて大切な要素であり、ワークショップや学内ウォッチングを通して様々な成果がありました。

○国立大学法人の地域貢献の実践例

法人化後の国立大学にとって地域への貢献は重要な課題の一つとなていますが、 災害時の避難所としてキャンパスの防災機能の充実を図ることは、極めて大きな地 域貢献の証しといえます。「安全・安心の確保」という地域住民にとって切実な課 題に対し、今回の三重大学の取り組みは地域貢献に関する極めてわかりやすい実績 となるでしょう。防災対策の充実は、地域住民の「安全・安心」対策の強化に留まら ず、大学全体の評価においてもプラスの効果をもたらすものと期待されます。

本報告書は、委員会の議論のみならず、教職員アンケート、ワークショップ、学内ウォッチング、安全マップ作成等の様々な取り組みを総合的に実施した成果をまとめたもので、国立学法人附属学校における防災対策のグッドプラクティスです。この成果が、三重大学はもとより、全国の国立大学法人附属学校の防災機能の充実に活用されることを期待します。

今回の学校防災機能強化モデル事業を実施して、附属学校における防災・減災について認識が新たになった。

附属学校の教職員を対象に行われた講演会及びアンケート、さらにワークショップを 通して、附属学校の教職員の防災意識の問題点が明らかになると同時に、その意識は格 段と高められた。

- 一例として、災害時における児童・生徒に対するソフト面の見直しが行われ、子ども 達の安全を最優先にするために、色々なケースを想定することが出来た。
 - ①平日の被災時における教員の子どもたちの避難に対応するための問題点の洗い出しと訓練の必要性が認識されたこと。
 - ②自宅にいる場合に被災した場合、自宅の安全確認後登校して、子ども達の安全の 確認する等具体的に認識したこと。
 - ③保護者との連絡網の構築も含めて複合的な視野で見ることができるようになった ことなど。

学校内の現地調査を行ったことで、施設・備品類の災害対策の現状が明らかになり、 今後の整備に活かすことが出来た。

地域の避難所として整備する必要がある飲料水、食料、トイレ、電源等の防災・減災機能強化策も考えられた。

附属学校の教諭の防災意識が顕著に表れたことは、4 附属学校の養護教諭の間で、応急処置の必需品の準備と確保、対応マニュアルの作成等の動きが見られ、その実施に踏み出したことに見られる。

地域住民の避難所としての学校の基本的姿勢は、園児・児童・生徒が中心で、早期授 業再開をめざして住民との協働が必要であることが判明した。

このように、このモデル事業を実施したことにより、附属学校の防災機能の現状の把握と教職員の防災意識の再確認・向上が図られたことは、有意義であった。

地域防災の専門家として、かつ、三重大学教員として本事業に関わり、国立大学法人の附属学校における防災・減災機能に対する様々な課題を学び、その解決方法を提案した。

防災の専門家としてこれまで災害時に重要な避難施設となる学校施設を多数見てきたが、附属学校は、一見、他の公立学校と同じように「地域にある学校」に見えるが、 実は特殊な課題を持っている。

たとえば、ハードに関しては、市の所有および管理下にないため、当然施設・設備の整備状況は他の公立学校とは足並みがそろっていないこと、特に本学においては、主要建物のほとんどが築 40 年以上を経過しており、改修は行われているものの老朽化に伴う機能不足・低下は否めない。

また、ソフトに関しては、公立学校のように学区を持たない学校であるため、地域とのつながりが極めて薄いこと、また、園児・児童・生徒および教職員も極めて広範囲から通っているという実情があり、平日昼間と休日夜間の対応状況に大きな差があること、さらに地元の住民でない事から、施設の所在する津市の災害ハザードなどに関する関心・知識が少ない事などが特有の問題としてあげられる。

地域住民の視点から本学施設を見ると、上記のような附属学校の特殊事情はあまり見えておらず、一般の公立学校の避難所と同じような期待を持っていること、また、本学が津市の二つの学区の境界付近に位置していることから、普段交流がない自治会に所属する住民が本学を避難所として利用することが想定され、避難所の管理・運営に不安を持っている事などがわかった。

本事業では、検討委員会の下に二つのワーキンググループを設置しそれぞれ検討を重ねたことで、前述のような課題を共有することができ、解決の糸口を見つけることができたと考えている。

ハード面の課題については、学校における災害時の安全確保という観点で、施設・設備の現状調査と整備計画の見直しに着手し、ソフト面の課題に対しては、学校教職員を対象とした防災力診断アンケート・講演会・ワークショップの実施を通じて、教職員の意識啓発、課題の抽出および解決策を探るきっかけを与えた。

また、地域の自治会と学校関係者および行政担当者が本学を中心として一堂に会し、本学を避難所として活用するにあたっての課題を検討・議論したことで、地域住民の皆さんは自主防災活動の取り組みのとっかかりを持ってもらう事が出来たと思う。今後このワーキンググループで出来た人的ネットワークを上手く活用し、附属学校を中心とした防災・減災力を高める活動が継続的に進められることを望む。

今世紀前半には必ず発生する巨大地震に対する備えに「万全」はないが、学校を取り 巻く関係者がそれぞれの立場で災害を考え、いま出来ることを着実に行い、その行動・ 活動を継続してゆくことが、被害を最小限に食い止めるために極めて重要なことと考え る。この事業をきっかけとして、学校現場のみならず、それぞれの園児・児童・生徒お よび教職員やその家族、さらに周辺地域に防災・減災の意識と活動が伝播してゆくこと を強く期待する。

最後に、三重大学の災害対策の一部を担う教員として、今回の事業を通じて附属学校の防災・減災上の現状と課題を認識することが出来、大学全体として附属学校の災害対策を支援してゆく必要があると強く感じ、今後の三重大学の防災計画に生かしてゆく所存である。

津市・鳥居町第一自治会 自治会長 井 川 邦 朗

鳥居町に居住して約 40 年、地域活動に余り関心が無かったこともあって、自治会の実態を十分に把握していないレベルで、昨年、輪番制である自治会長に選任され活動を開始しました。

その活動の一環である定例組長会議の席で、ある組長から「自治会長、大規模地震が起こったらどこへ避難するの?」との質問があり、過去に津市が発行した「津地域養正地区地震防災マップ」をみた記憶から、「鳥居町第一自治会は、附属小学校か養正小学校ですよ」と、避難所がどのような体制(指定された経緯、建屋の耐震強度、緊急対応設備、収容能力等)であるか実態も知らず返答しましたが、後になって「緊急時、不特定多数の人が押し寄せる避難所は、本当に対応できるのか?」という疑問をもち、いろいろと関係機関にお聞きしようと思っていたところに、今回の三重大学さんの当事業に参画させて頂く機会を得た次第です。

当事業での私達の役割は、三重大学附属小学校が津市から避難所指定を受けていることから、緊急時に避難すると思われる近隣住民の代表者として避難所はどうあるべきかとの意見交換を行うということでした。

当初は、利用する側として支障が無いように得手勝手な意見を述べていましたが、会議を重ねる度に現状の避難所の位置付け及び体制が明確となり、今までの認識を改めると共に、この事業内容について自治会各位への周知並びに緊急時における自主防災活動を見直してレベルアップ等に取り組むことが必要であることを強く感じました。

今後取り組むべき課題はいくつかありますが、主なものとしては、

- 1. 避難所の在り方について、自治会各位への周知。
 - ⇒避難所は学校で、平日は学生がいる。
 - →大規模地震発生時「避難所に行けば、ストックされている緊急資材で直面の 衣食住はなんとかしてくれるだろう」という安易な考え方は捨てる。
 - →避難所の衣食に関する緊急資材に頼らない。避難者は、3 日間分の食料を自 己責任で持参する。
 - ⇒避難所は、設備が完備した一般の宿泊施設では無い。緊急時での居住環境は学校と行政と避難者が協調して直面する問題点を解決して築くもの。
- 2. 避難所周辺の他自治会との交流。
 - ⇒現状、他自治会間の交流は皆無。大規模地震で自治会間の混乱を防止するため には平常時での対話が必要で、連携体制を確立する。
- 3. 緊急時対応マニュアルの作成と平常時での訓練の実施にて検証。

⇒行政が作成した指針はあるが、避難所の形態に即した具体的な運営要領の作成 が不可欠。作成だけでは無く、訓練で検証して更に実用化。

と、思っています。

以上につきましては、今後も関係各位のご指導、ご協力を頂きながら、早急に課題の解 決に取り組みたいと考えています。

最後に、当事業活動の中で、いろいろとご指導、ご教授を賜りました川口准教授はじめ WGの皆様に、厚くお礼申し上げます。

以上

津市・鳥居町第二自治会 自治会長 星 合 隆 毅

いつ、大震災が発生しても、おかしくないといわれている状況の中で、当自治会には自 主防災会組織は存在するが、名のみで何の活動もされておらず、住民の防災力はゼロに等 しく防災意識も極めて低い現状にあります。

自治会長に就いて2年になり、どうしたら住民の防災力が向上出来るのか、考え倦ねていた最中に、三重大施設部から当自治会と隣接する三重大附属小学校の防災機能強化推進モデル事業に伴う地域連携強化のワーキンググループ委員にという話があり参加させて戴いたのであります。

4 回にわたるワーキンググループでは、グループ長の三重大川口先生の実に的確な指導を戴いたお陰で、鳥居町3自治会長とも連帯感が生まれましたし、現状の課題にも気づき 危機管理の意識づけも出来ました。

又、人と防災未来センター視察も実施され、あの 1.17 阪神・淡路大震災のすさまじさ を迫力ある映像で体験したり、語り部の震災体験を聞き、これは是非とも町内旅行で視察 する必要性を感じたところです。

更に、タウンウォッチングでは、防災視点で歩くことによって自分達の生活しているまちや助けを求めている人が住むまちがどのようなまちであるか「我がまち」を再発見し、 それらを地図に記入したり写真を撮ったりして立派なハザードマップが作成できました。

今後自主防災会で大いに活用させて戴きます。

そして、今回のワーキンググループの経験を活かし、防災訓練等を実施していきたいと 考えております。

防災訓練もこれまでは「役所に言われたから出ている」「自治会の役員に動員された」という意識の人が多く、これでは何物をも生み出さない事から、「人と人とのつながり」を大切にし、地域がまとまって住民の自主防災力が向上出来るような防災訓練を目指していきたいと思っております。

おわりに、大震災発生時には、地域の避難所として附属小学校にお世話になります。 どうかよろしくお願いします。

良い経験をさせて戴き感謝しております。

初めにこのワーキンググループに参加させて頂き厚く御礼申し上げます。

防災・防災(地震)と一言で世間では言いますが、この会に参加させて頂き、公・民・個人が、今後何を意識し、実行していかなければいけないかが、何となくですが解りました。公は実行したくても、予算が必要。民は直接的な利益を考えるとなかなか介入できません、我々個人は他人事に成りがちです。実感したのは、公からのトップダウンと求心力・提案力が必要で、個人からの防災に対する意識の向上により公・個人の両方から湧き上がる事により、地域全体の防災に対しての結束が高まります。個人からの湧き上がりを促すのは先ず自治会・自主防災会からと痛感いたしました。

公に今後お願いしたい事は…市政だより等のお便りにて

- ① 年度毎に防災に関する予算をどの位計上しているのかを公表する。
- ② 計上の目的と目標をわかり易く公表する。
- ③ 現在決定している、避難場所・避難道路・避難後の連絡方法・重要事項(災害時市民が知っていると助かる情報)・他を、解り易く何度も市民に公表する。

民にお願いしたい事は…

- ① 各企業の防災時(地震)に対しての企業の考え方と取り組みを、公表する。
- ② 防災に協力的な企業は年に一度は自主防災会等の会議に出来るだけ出席してもらう。
- ③ 公・民・個人の意識の共有を図る。

各個人にお願いしたい事は…

- ① 先ずは各個人個人が考える事。(地震があったらどうするか)
- ② 何処へ避難するか・何を持って避難するか・防災グッズは何が必要か・家族とどの様に連絡を取るか・等を各個人に合った項目を話し合って頂きたいです。
- ③ 各人が考え・家族で話し合う事で個人が防災に対してもっと、興味を持って頂けると考えます。
- ④ 活動できる自主防災組織の確立。

具体的にワーキンググループに確認・お願いしたい事…

- ① 附属小学校に災害時に避難されると考えられるエリアの明確化。市役所より
- ② 平日・土日・昼間・夜の4パターンに分けたシミュレーションをする。
- ③ 各パターンの避難人数の予測。(平日の昼間の場合は生徒と先生で約 1450 人いる。)
- ④ ①のエリアの自治会長の参加されるミーティング。
- ⑤ 附属小学校・中学校の耐震補強工事が必要。
- ⑥ ライフライン (飲料水・雑用水・電気) の確保。

参 考 資 料

三重大学教育学部附属学校の防災機能強化検討委員会規程

(設置)

第1条 三重大学に、三重大学教育学部附属学校の「学校施設の防災機能強化の推進モデル事業」 に係る防災機能強化検討委員会(以下「委員会」という。)を総務・財務担当理事の下に置く。

(目的)

第2条 委員会は、三重大学教育学部附属学校の防災機能強化を図るための計画を策定、検討を 行うことを目的とする。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 災害防災に関する知識を有する学識経験者 若干名
 - (2) 文教施設研究センター 1名
 - (3) 三重県からの推薦のあった者 1名
 - (4) 津市からの推薦のあった者 1名
 - (5) 附属学校から選出された教員 若干名
 - (6) 施設部長
- 2 前項第1号の委員は、委員会の審議に関係のある専門分野の学識経験等を有する者の中から、 学長が依嘱する。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、各委員の互選をもって充てる。
- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

- 第5条 委員長は、委員会を主宰する。
- 2 委員の代理出席をもって出席とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第7条 委員会には、専門的なワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、施設部施設企画チームにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

この規程は、平成20年10月31日から施行し、平成20年10月9日から適用する。

三重大学教育学部附属学校の防災機能強化検討委員会委員名簿

所 属	職名	氏 名	備	 考
京都大学防災研究所巨大災害研究センター	教 授	かわた よしあき 河田 惠昭	1号委員	
名古屋大学 大学院工学研究科	教 授	つじもと てつろう 辻本 哲郎	1号委員	
神戸大学自然科学系 先端融合研究環 都市安全研究センター	准教授	_{よしだ のぶゆき} 吉田 信之	1号委員	
三重大学 災害対策プロジェクト室	准教授	かわぐち じゅん 川口 淳	1号委員	
国立教育政策研究所 文教施設研究センター	センター長	the table to table to the table to table to the table to t	2号委員	
三重県防災対策室	室 長	ほりえ としみっ 堀江 俊光	3号委員	
津市防災危機管理室 防災危機管理課	課長	*っもと なぉし 松本 尚士	4号委員	
三重大学教育学部	教 授	_{てづか かずぉ} 手塚 和男	5号委員	
三重大学教育学部 附属小学校	教 頭	^{おがわ まさひろ} 小川 雅弘	5号委員	
三重大学施設部	部長	にしお かずゆき 西尾 和幸	6号委員	

三重大学教育学部附属学校の防災機能強化検討委員会内地域連携ワーキンググループ要項

(設置)

第1条 三重大学教育学部附属学校の防災機能強化検討委員会規程第7条の規程に基づき、地域 連携ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(目的)

第2条 ワーキンググループは、防災機能強化における附属学校の使用者及び関係者から幅広い 意見を聴取することを目的とする。

(組織)

- 第3条 ワーキンググループは、次の各号に掲げるグループ員をもって組織する。
 - (1) 災害防災に関する知識を有する本学の教員
 - (2) 三重県より選出された者
 - (3) 津市より選出された者
 - (4) 附属学校周辺の自治会長及び選出された者
 - (5) 施設部のチームリーダー

(グループ長)

- 第4条 ワーキンググループにグループ長を置き、グループ長は本学の教員をもって充てる。
- **2** グループ長に事故があるときは、あらかじめグループ長が指名したグループ員が、その職務 を代行する。

(会議)

- 第5条 グループ長は、ワーキンググループを主宰する。
- 2 グループ員の代理出席をもって出席とすることができる。

(グループ員以外の者の出席)

第6条 ワーキンググループが必要と認めたときは、グループ員以外の者を出席させ、意見又は 説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 ワーキンググループの庶務は、施設部施設企画チームにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループが別に定める。

付 則

この要項は、平成20年10月31日から施行し、平成20年10月9日から適用する。

三重大学教育学部附属学校の防災機能強化検討委員会内学校内ワーキンググループ要項

(設置)

第1条 三重大学教育学部附属学校の防災機能強化検討委員会規程第7条の規程に基づき、学校 内ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(目的)

第2条 ワーキンググループは、防災機能強化における附属学校の使用者及び関係者から幅広い 意見を聴取することを目的とする。

(組織)

- 第3条 ワーキンググループは、次の各号に掲げるグループ員をもって組織する。
 - (1) 附属学校の教員
 - (2) 災害防災に関する知識を有する本学の教員
 - (3) 施設部のチームリーダー

(グループ長)

- **第4条** ワーキンググループにグループ長を置き、グループ長は本学の教員をもって充てる。
- **2** グループ長に事故があるときは、あらかじめグループ長が指名したグループ員が、その職務 を代行する。

(会議)

- 第5条 グループ長は、ワーキンググループを主宰する。
- 2 グループ員の代理出席をもって出席とすることができる。

(グループ員以外の者の出席)

第6条 ワーキンググループが必要と認めたときは、グループ員以外の者を出席させ、意見又は 説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 ワーキンググループの庶務は、施設部施設企画チームにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループが別に定める。

付 則

この要項は、平成 20 年 10 月 31 日から施行し、平成 20 年 10 月 9 日から適用する。